

摂 津 市 議 会

文教上下水道常任委員会記録

令和7年6月13日

摂 津 市 議 会

目 次

文教上下水道常任委員会

6月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	
審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
請願第1号の審査-----	3
趣旨説明（請願者）	
質疑（村上英明委員、松本暁彦委員、弘豊委員）	
採決-----	10
市長挨拶	
議案第40号所管分の審査-----	10
質疑（村上英明委員、松本暁彦委員、弘豊委員）	
議案第41号及び議案第42号の審査-----	14
質疑（村上英明委員）	
議案第45号所管分の審査-----	16
質疑（村上英明委員、西谷知美委員）	
議案第50号の審査-----	17
質疑（村上英明委員）	
議案第48号の審査-----	18
質疑（村上英明委員、松本暁彦委員、弘豊委員、西谷知美委員）	
採決-----	22
閉会の宣告-----	23

文教上下水道常任委員会記録

1. 會議日時

令和7年6月13日（金） 午前10時 開会
午前11時49分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 出口こうじ 副委員長 西谷 知美 委員 村上 英明
委員 弘 豊 委員 松本 暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 請願の趣旨説明のため出席した者

請願者

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一郎 教育長 若狭孝太郎 教育総務部長 安田 信吾
こども家庭部長 森 川 護 上下水道部長・料金課長事務取扱 西 川 聡
こども家庭部副理事兼こども政策課長 飯野 祐介
上下水道部副理事兼下水道事業課長 井上 斉之
教育政策課長 小 西 仁 保育教育課長 湯原 正治
経営企画課長 浅尾耕一郎 水道施設課長 名古屋幸祐

1. 説明のため出席した議員

請願紹介議員 西谷 知美

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 森口 雅志 事務局主査 松 木 愛

1. 審查案件 (審查順)

請願第 1 号 市の一時預かり保育施設設置を求める請願
 議案第 40 号 令和 7 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）所管分

- 議案第 4 1 号 令和 7 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 2 号 令和 7 年度摂津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 5 号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
制定の件所管分（第 3 条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例の一部改正）に関する部分）
- 議案第 5 0 号 摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部
を改正する条例制定の件
- 議案第 4 8 号 摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○出口こうじ委員長 ただいまから文教
上下水道常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、松本委員
を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配
付している案のとおりに行うことに異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出口こうじ委員長 異議なしと認め、そ
のように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○出口こうじ委員長 再開します。

請願第1号の審査を行います。

市の一時預かり保育施設設置を求める
請願についてです。

まず、請願者から趣旨説明をしていただ
きます。

説明時間は10分以内で、趣旨説明終了
後、委員からの質疑をお受けし、その後討
論、続いて採決を行います。

それでは、請願書の趣旨説明について、
請願者からお願いします。

○請願者 よろしくをお願いします。

それでは座って説明させていただきます
す。

本日は、私が提出いたしました市の一時
預かり保育施設設置を求める請願につい
て、その趣旨を御説明させていただきます。

現在、子育て家庭では一時的に子供を預
けたいというニーズが高まっています。理
由は様々です。保護者の体調不良、保護者
の親の体調不良や入院。また、在宅勤務中
に集中する時間の確保や急な仕事、冠婚葬
祭など、私もフリーランスカメラマンなの
で、日曜日も含めて急に仕事が入ることも

あります。

しかし、摂津市内で一時預かりを気軽に
利用できる施設、環境は整っているとは言
えません。市内のこども園などで実施され
ている一時預かりも実際には行事の日は
不可、職員の出勤状況によって不可、クラ
スの状態によって不可といった制限が多
く、希望の日に利用できないという声が非
常に多く寄せられています。

こちらの実態に関しては、資料の表を見
ていただきますと、現在、摂津市のホーム
ページに載っている一時預かり事業実施
施設の受入れ状況について、実際、私が利
用者として調べたときに直面した状況で、
本当に預けられないと事務の方から連絡
がありました。

利用の2か月前に抽せんとか、月の初め
にメールで早い者勝ちとか、急な状況に対
応してもらえるものではありませんでした。

また、実際の保護者の声としてゼロ歳と
2歳の兄弟を育てながら同じようにフリ
ーランスで働いている方は、予約はいつも
いっぱい制度はあっても実際には使え
ないサービスになっていると話しておら
れました。

このような状況を受け、私は一時預かり
に特化した専門施設の設置を市にお願い
したいと考えました。これから申し上げる
3点を強く要望します。

1点目、既存の空き公共施設の活用また
は市が推薦している優良の認可外保育施
設を利用することでの実施です。市に相談
すると必ず認可外の保育施設を推薦され
ます。市が推薦されている保育施設であ
るのであれば、そちらを利用してもらえな
いかという思いがすごく強かったです。

新たに建物を建てるのではなく、それら

を利用することで柔軟かつ現実的に対応できるのではないかと考えております。

2点目、保育士や既存の園への負担を最小限にする運営形態です。

通常の保育園では保育士と子供の間に信頼関係を築きながら長くは6年間という、長期的に保育が行われます。それに対して、一時保育ではその日限りだったり、保育の質も対応も全く異なります。この違いを混同してしまうことは保育士の大きな負担となり、現場を疲弊させるおそれがあります。そのためにも一時預かりは専門の施設で対応していくことが望ましいと考えております。

最後3点目、当日受付など柔軟に対応できる仕組みの導入です。

急な利用に対応できる体制を整えておくことは、保護者の安心に直結します。これにより、病院の受診や家庭の急な事情など突発的なニーズにも応えられ、保護者にとってすごくすごく頼りになるもので、心の支えにもなると思っています。

この請願に当たっては、事前に署名活動も行い、署名は市長に提出させていただいています。

子育て世代の切実な声をどうか市としても真摯に受け止めていただきたいと願っております。

摂津市が子育てと仕事を両立しやすいまちへと進化していくため、そして何より子供たちが安心して育つ環境を整えるために、前向きな御検討を何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○出口こうじ委員長 ありがとうございます。

趣旨説明が終わりました。何か質問があ

ればお受けします。

村上委員。

○村上英明委員 おはようございます。今日は時間を取っていただいて、請願という形で子育て支援、大きくは少子高齢化という中であって、一つの大切な施策だということで今日、お越しいたきて説明等をしていただきました。また、これまでの署名活動も含めて請願を出していただいた時間等と御苦勞に對しましてまず、お礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

私も今、孫が二人いるので保育関係にもお世話になっています。この表題の中で、市の一時預かりとあるんですが、請願項目では「自治体が運営する、または委託する」のどちらかとあるんです。そのあたりで本当に市として保育施設の設置を求めておられるのか、それとも民間の力も含めて両方で相まって保育施設の充実、一時預かりの充実ということで捉まえておられるのかが1点目の質問でございます。

2点目は、先ほど既存の空室等々利用してという御説明があったかと思えます。その中で請願項目等々の文面を見ると、私としてはそういうことが読み取れないところもあったので、確認も含めて、改めて新たな施設を造ることも一つの選択かかもしれないけども、今ある公共施設、あるいは例えば民間のマンションの1室とかも含めて設置という解釈でよろしいのでしょうか。この2点をまず最初にお尋ねさせていただきたいと思っております。

○出口こうじ委員長 請願者、御回答よろしくお願ひします。

○請願者 では、まず1点目、市の運営または民間委託のどちらでもオーケーなのかという御質問です。私はこの一時預かり

施設が実現できるのであればどちらでもいいと思っております。

市が委託しているNPOであればやはり安心感が違います。私は以前、大阪市東淀川区に住んでいてそちらに一時預かりの事業がありました。この一つに、既存の園ではなくNPOがされている保育施設が使えたんです。慣らし保育とかもなく、1日前でも枠があれば利用することができました。こちらは市がNPOに委託されていて、保育士やボランティアの数を子供の予約人数によってNPOの方が調整をするというところでしたので、とても利用がしやすかったです。

後ろ盾という言葉が合っているかどうかは分からないんですが、どこがやっているかが分からない保育施設よりも、やはり、市が関与しているところは安心感にもつながります。あと、認可外の保育施設は利用料がすごく高いので、どうしても二の足を踏んでしまうことが多いです。市が関与していただけることで、少しでもリーズナブルまたは私たちの経済的に寄り添った値段で使えるようにしてもらえることが、一番、市に訴えるという理由になっています。

2点目、場所に関してです。

私が利用していた保育施設はマンションの1室でした。なので、ブランニューの施設でお願いしますというわけではなく、既存のマンションの空いているところまたは今、保育施設として使われているところや、空き家など使えるところがあればやはり同じです。実現できる形で実現してほしいです。

預けられるスペースと保育士の確保は大変かと思うのですが、できるところで、まず使わせてもらえるところの実現、設置

というところをお願いしたいと思っております。

○出口こうじ委員長 村上委員。

○村上英明委員 お答えありがとうございます。

もう十数年以上前になるんでしょうか。保育という観点におきましては、その時代は私の記憶では3歳ぐらいまでは母親の手の中で育てたほうが良いというような御意見を言われる方が結構おられたんです。しかしながら、ここ数年の統計というんですか、年齢をずっと追いかけていった健康状態であるとかも含めれば、ゼロ歳からでも保育所に入所して、集団体験をするというところが小学校、中学校、高校になったときに対人関係の適応力とか、物事に対しての判断力とか、集団生活の力とか、その辺が3歳、4歳までに保育所に行っている子供と行っていない子供では、やはり保育所に行っている子供のほうが点数的にはかなり高いと、二、三年前の新聞等々にも掲載されていました。そういう意味では一時保育にばかり、通常の朝から夕方までの保育所に入所できたということ、また、こども誰でも通園制度も含めて、保育は本当に必要だと私は認識をしております。

その中でもやはり今の一番の課題は、待機児童等々も含めて、保育士のマンパワーの不足が一番大きいと思います。そういう意味では今、摂津市としても保育士の確保に一番取り組んでいるところではありますし、その中でさらに、待機児童の解消に取り組んでいっているところかと思えます。

ただ、どうしても保育所の入所に当たっては、定員で入所ができない方々もいますし、また先ほど御説明でもありましたお父さん、お母さん、家族の体調の急変、急病

も含めて、急な対応ができる一時預かりの施設というのは、ある面では必要かと思います。そういう意味では保育施設という大きな枠の一つとして、一時預かりは必要だと私も思っております。また総論としましても、子育てしやすい摂津のまちづくりも、少子高齢化への対応ということもありますし、また、地域力の向上といったことにも直接関係してくると思います。私も子育て支援につきましては、しっかりとこれから取り組んでいきたいということで、私の意見として申し上げて質問を終わっていききたいと思います。

○出口こうじ委員長 ほかに、ございますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。このように請願をまとめられて署名集めもされたということで、本当にそれについて敬意を表したいと思います。

また、改めて「一時預かり施設増設要望の声」という資料も追加で頂いて、これも見させていただくと、やはりフリーランスというところで収入が止まれば生活にも直結するということです。私も小さい子供がいるので、子守をしてるときとかに自分の仕事をしたいと思っててもどうしてもパソコンをいじられたりとか、全くできないというのが、これを読んで本当に共感しております。そんな中、少しでもそういった施設は私も必要かと思います。

こちらの「一時預かり事業実施施設の受け入れ状況」という一覧表を頂きました。例えばですけど、子育て総合支援センターにはあるけども、べふこども園にはないなとちょっと思いました。

まず既存施設の中で一時預かり事業に特化した部屋を設けるとか、そういったと

ころも先ほどの村上委員の趣旨にもあるかと思うんですけど、この既存施設の中で例えば新設の部屋を一つ造って、そこに専門の方を置いて事業を実施するとか、そういう可能性は請願に合っているのか、1点、確認をしたいと思います。

というのは、新たにとなると、マンションの1室でも、どうしても時間がかかる。少しでもスムーズに皆さんのお声を実現するには、既存施設に財政投入するのがある意味、現実的かと思って。将来的には新設とかもあるかもしれないですけども、そういったところはどうかお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○出口こうじ委員長 請願者、御回答よろしくお願いします。

○請願者 お答えさせていただきます。2番目の点だと申し上げたところで、私自身はフリーランスカメラマンで実際、園に入って仕事をする事が多く、日常の保育士の方々の様子を一般のママさんより間近で見ている仕事をしています。

園の中に保育士は別でとか、いろいろな方法はあるかとは思いますが、実際、園の中に入ってしまうと子供たちも保育士も、どれだけ分けていたとしても、皆一緒になってしまうんです。

私もべふこども園を利用させていただいた中に、かるがも広場ってあるんですけども、園の運営と市の児童館のようところで完璧に分けられてはいるんですが、やはりつながってしまうところが多くあります。どうしても入り口と出口が一緒で、中に入って別々となるとイメージは違いますし、保育園の中であって保育士は何をしていたのみたいな意見になって、そこは私が望むところでは正直ありません。できればこども園とは全く関係のないところ

でというのが一番の望みなんです。

私も、何園か行かせていただいて、どうしても、切り離して1室設けるという場所が今、既存の園にあるんだろうかと思ったときに、恐らくできないんじゃないかと思います。建物の中の1室となってしまうと園児たちが移動の際、どうしても一時預かりの子たちだから、一緒になっちゃいけないよとか、一時預かりの子たちにこの部屋には行っちゃいけないよというのは、物すごく保育士たちの負担が増加してしまうと予想してしまいます。やはり希望としては別のところで門も入り口も違う場所で一時預かり専門でそこで働く方を望みます。

既存の園の保育士に負担をかけてほしくはないというのが一番にあります。もちろん待機児童の解消も一緒にやっていただきたいと、あれもこれもという問題になってしまっているんですけども、一番は一時預かり施設ができることによって、既存園で働いていらっしゃる保育士の方々や行ってる園児たちに影響が出ない形でお願いしたいです。

以上です。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 分かりました。既存施設ではちょっと難しいというよりは新しいほうがいい、そういうお気持ちですかね。

あと、そこで確認です。子育て総合支援センターの一時預かりはどうなんですか、子育て総合支援センターの一時預かりという事業は、御自身にとってはあまり望ましいものではないというような認識なんですかね。

○出口こうじ委員長 請願者、御回答お願いします。

○請願者 子育て総合支援センターは実

際に見たことがないので、どれほどの敷地かは分からないんですけども、本当に建物が別となっているのであればそこはありかとは思っています。ただ、同じ建物の中で同じ入り口を通して、あなたは一時預かりだからこっち、あなたはレギュラーだからこっちになると、やはり保育士たちは大変だと。恐らくそこに連れていくママさんたちも大変になってしまうだろうと思います。

門を入れてレギュラーの子たちはこちらの建物、一時預かりの子たちは違うプレハブじゃないですけども、例えば運動場の一角にプレハブがあるという形であれば、一つの形として、できるんじゃないかというのはあるんです。なのでどうしても混ざらない状況で造っていただきたいというのが希望です。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 混ざらないことが御希望ということです。その検討は市になるかと思うんですけども、実際に実現可能性というところが当然出てくるとは思うんです。現実的な摂津市内の施設あるいは財政的な形であれば、様々な可能性を追求してそして一時預かり事業ができればそれはいいのかとは思っています。そのこだわりについて最後お聞かせいただきたいと思います。

○出口こうじ委員長 請願者、御回答お願いします。

○請願者 まず、既存の保育施設の保育士や既存の園に影響がない形で、もちろん建ててほしいというのはあります。ですが、財源もというところであれば、実現可能な範囲で、できれば早急に実現してほしいというのは一つありますので、実現可能な場所の利用で御検討いただければと思って

おります。その二つです。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。今日は請願ということで議会に直接当事者の声を届けていただく大変貴重な場になったと思っております。

私自身以前から一時預かり事業について摂津市は十分でないと、もっと拡充しないといけないんじゃないかということでの意見も言ってきました。また、直近の3月の議会の際にもこども誰でも通園制度が議題になって、本当に今の子供たちや親のニーズに応えられるのか、そんなことでは、こども誰でも通園制度よりも一時預かりの充実をと言ってきたところであります。

先ほど来、資料の中で既存の民間園ではほぼほぼ使いたくても使えないという状況で、公立の子育て総合支援センターでは枠が限られてるので、2か月前の抽せんになってしまって、実際利用されたことがないということなんですよ。

ちなみに私も去年、子育て総合支援センターの様子をちょっと見に行く機会がありまして、集団保育をされている棟とは別のスペースで一時預かりをやるということで、そういうやり方でないとやっぱり利用しづらいんだろうなと感じたところです。

なかなか他市がやっている事業を実際見に行ったり、様子を聴いたりする機会もあまりないもので、さっき大阪市東淀川区で実際に使われた施設の状況をお聴かせいただいて、ああそうなんだというようなことも思っているんです。子育て総合支援センターの状況もですが、例えばこんなところがありますよ、あんなところがありますよ、というのを請願者自身がつか

んでいる状況がもしあったらこの機会に紹介していただけたらありがたいと思います。

○出口こうじ委員長 請願者、御回答お願いします。

○請願者 まず、私が以前住んでいた大阪市東淀川区が委託運営されているNPOのぽっかぽか保育ルームは、市の一時預かり事業です。マンションの1室または、2部屋ぐらいを使って、恐らく1日十何名かのゼロ歳児から未就学までの子供たちが預かりで過ごしています。午前9時から午後5時までで1日2,000円、恐らく年齢が上がるごとに半日1,500円から2,000円で、私はゼロ歳児で預けていたので、ちょっと値段が高くて4,000円とかでした。祝日はなくて土曜日は少し値段が上がるとかはありましたけれども、すごくたくさん利用させていただきました。

私があとつかんでいるところは、池田市にある待機児童のための預かり施設もあります。また、最近すごく評判がいいのが、茨木市のおにクルにある一時預かり施設、スマイルという名前だったと思うんですけども、こちらがあるから茨木市に住んだという私のお客さんが、短い間に5組ほどおりました。

そしてこの請願を出すに当たってこういう施設はありませんかと聴いたところ、茨木市の方からコメントをいただくことが多かったです。インターネットで予約ができて、当日はちょっと忘れてしまったんですが、前日の本当に遅い時間でもインターネットで空きがあったら予約ができて、すごく利用しやすいと聴いております。

急に親が倒れたり、私もそろそろ直面しそうなところなんですけれども、これがあるとやはり安心です。子供を連れて病院へ

行くということが物すごく大変だというのは本当に皆さんも想像していただけると思います。

あと、高槻市に一時預かり施設が3軒ほどあると聞いております。1軒は最近、たしか安満遺跡公園の近くに新設されたところです。この3か所は、私がよく話を聴く、つかんでいるところではあります。

ぽっかぽか保育ルームに関しては、市外の吹田市からも正規料金でも利用される方はいますとおっしゃっていました。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。今のお話を聴きましたら、やっぱり近隣他市と比べて摂津市の現状は大分遅れていると改めて感じたりもしました。以前からずっと一時預かりの充実の中で、公立の子育て総合支援センターがその要になっていく役割的な議論をされていたかと思うんです。公立は今、子育て総合支援センター、べふこども園、とりかいこども園の3園しかなくて。

ただ、既存園にとどまらずに場所と人員と予算と、それを確保していくことでやっぱりやりようはあると、今のお話を聴いて感じました。

ただ、摂津市の現状の中で待機児童の問題が他市と比べても一番多くなっているというのは、保育に対するニーズは他市と比べると摂津市の特徴みたいなこともあるとよく理事者とのやり取りの中では出てくるんです。最後に、今回、西谷議員が紹介議員として、関わって出してこられます。せっかくなんで意見を言う場というか、補足で何かありましたらお願いします。

○出口こうじ委員長 西谷議員。

○西谷知美議員 せっかくの機会をいただいたのでお話をさせていただきます。一

時預かりは、二つのニーズがあると思うんです。本当に用事があってというところと、今日ちょっと触れる部分がなかったんですけれども、4月ぐらいに立て続けに親子の無理心中みたいな事件が幾つかありました。少し前ですけれども大阪市内でシングルファーザーの方が5歳のお子さんを自分の親に預けたいと言ったら親が高齢で子供を預かる自信がないと断られて、その後すぐに奈良県でダム湖に親子で飛び込んだみたいなこともありました。そういう産後鬱というところも隠れていたりもするので、先ほど請願者が意見されていた中に、もちろん仕事であったり用事であったりもあるんですけれども、いつでも頼んだら預ける場所があるというところは安心というワードが使われていたんです。そういった意味でおにクルがあって茨木市に引っ越したという方がいらっしゃるように、やっぱり北摂7市の中で摂津市もしっかり、いつでも預かる体制があるよいうところは取り組むべき課題なのかと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○出口こうじ委員長 ありがとうございます。

摂津市が北摂の中で保育士不足とか待機児童が多いことを全委員がすごい課題だと捉えています。本日は、本当にありがとうございました。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○出口こうじ委員長 それでは、再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出口こうじ委員長 討論なしと認め、討論を終わります。

それでは、請願第1号の採決を行いますので、請願者の方は御移動願います。

暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○出口こうじ委員長 再開します。

請願第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。

よって、本件は採択すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○出口こうじ委員長 それでは、再開します。

理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 昨日の本会議に引き続きまして、皆様方にはお忙しい中、文教上下水道常任委員会をお持ちいただきましてありがとうございます。

本日の案件でございますが、令和7年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分審査のほか5件についてお願いするものでございます。

何とぞ慎重審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

私は、この場を一旦退席いたしますけれども、待機をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○出口こうじ委員長 挨拶が終わりました。

暫時休憩します。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時42分 再開)

○出口こうじ委員長 再開します。

議案第40号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑ございますか。

村上委員。

○村上英明委員 議案第40号は、当委員会につきましては、債務負担行為の補正ということであります。

2点ばかりお尋ねをさせていただきたいと思います。1点目は今回債務負担行為が第2回定例会で補正として挙げられております。時期的に、今回なぜ補正されたのか、理由について1点目、お尋ねをさせていただきたいと思います。

2点目は事業内容について、今後、中身については検討されていくのかと思いますので、3,363万円という限度額を設定された内容についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

以上、2点です。

○出口こうじ委員長 小西課長。

○小西教育政策課長 まず、1点目です。なぜこのタイミングかということでございます。

スクールバスにつきましては、保護者アンケートですとか2月の説明会などを通じ、保護者からの意見等を踏まえ、検討した結果、令和8年4月から学校統合に合わせ、スクールバスの導入を目指すことといたしました。

そのような中で、今回、スクールバスの導入におきまして、サイバーセキュリティ対策が義務化され、車両の規格変更による駆け込み需要があり、それによってバスの納期が当初予定していた7か月からさらに3か月程度延びるというような情報提供がございました。4月に間に合わない

可能性があるため、早期にバスの確保が必要であり、令和7年度から令和10年度までの債務負担行為の補正予算をさせていただいたものでございます。

次に、金額についてでございます。

金額につきましては、今回は、中型バスで、新車ですと購入に1台当たり1,800万円程度するということであります。そういった中で幾つかの業者からリースの見積りを取り、見積り結果から金額の設定をさせていただいたというところでございます。

○出口こうじ委員長 村上委員。

○村上英明委員 第2回定例会に上程をされた理由の中に、ここ数年、車両の確保が困難になってきた状況の中で、この定例会で上程をして、今後、採決がなされた中で進めていかれると思います。タイミングは、様々な情報を仕入れていただいて、行政側としては一つの努力をしたというか、来年4月の運行に向けて、円滑にやっというお考えの下で進められていることについては、一定評価できると思います。また今後、限度額につきましてもリース等々も含めてやっていかれるということでございます。今、特に言われているのは車両確保の困難ということもありますが、一方で運転手の確保も必要でございます。そういう意味では令和8年4月の運行がしっかりとやっていけるように取り組んでいただきたいということで、要望として私の質問を終わっていきたいと思います。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

先ほど村上委員の質問に対する答弁の中で中型バスを購入またはリースで検討

するということですが、台数は一体何台かというところです。

計画上はいろいろと保護者の御意見もまだあるということですが、計画自体が確定しているのか、運用も既に決まっているのか、その点を確認したいと思います。

そしてまたスクールバスを実際にリースまたは購入した場合にどこに留置するのか。その点と運転手は別ということですが、それはどのように考えているのかについて確認したいと思います。

○出口こうじ委員長 小西課長。

○小西教育政策課長 スクールバスの台数については、2台のリースで考えております。

今、対象者についてございましたが、鳥飼小学校から直線距離で1.5キロメートルを超える丁目単位の全学年の児童を対象とする案を基に統合に伴い通学距離が長距離となる児童の通学支援策として検討を進めておるところです。これまで実施いたしました保護者説明会等を通じて、通学に関する不安のお声があることは認識いたしております。保護者の要望や地域性等を考慮しつつ、他校との公平性も勘案しながら検討しておるところでございます。

続いて、運転手についてのお問いでございます。

バスの運転手及びバス運行の委託につきましては、対象となる範囲やルートなど、バス運行に係る諸条件の整理について保護者と協議中であるため、丁寧な対応の後、次回以降の市議会定例会で債務負担行為の議案を上程させていただきたいと考えております。

また、バスの留置場所でございますけれども、未定でございます。発着所に置きたいと考えておりますけれども、まだ検討し

ておるところでございます。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 まず、1点目の1.5キロメートル圏外の子をメインに考えているというところですが、直線距離で1.5キロメートル以内でも場合によってはあり得るというお考えなんですか。

というのは、中型バス2台で決めているのでは、1.5キロメートル以内の人は絶対に無理ですということなのか、まだキャパシティーがあるのかないのか、それによって今後の話合いの検討に向けても大きく影響するところだと思います。キャパシティーが、もうこれ以上ないので無理ですという話であれば、この段階でそういう話が決まってしまうということになるかと思うんで、今の発言だとちょっと懸念するかと。そこの担保をお聞きしたいと思います。

運転手については2種免許が必要というところですか。バスの運転には、特にそういうことではないんですか。

というのは、よく消防職員とかでも退職された方が市長の運転手をされたり、議長の運転手をしております。彼らは大型車両にずっと乗車しています。災害時にも非常に活躍し、すぐ動けますし、ベテランでもあり、安全管理についても問題ない。特に2種免許とかが必要ないのであれば、既存の我々の資源といいますか、そういった方を活用するべきではないのかと、これは意見とさせていただきます。

最後に、発着所、つまりバスの留置場所ですけども、当然決めとかなないと大きさとか、2台分のスペースがあるという前提ですし、もしなければ1台で回していくということはないと思うんですけど

も、そこも本来であればここで答えるべき内容かと思います。発着場がどこなのか、そういうところも確認したいと思いますのでお願いいたします。

○出口こうじ委員長 小西課長。

○小西教育政策課長 まず、スクールバスのキャパシティーの件でございます。

現在検討を進めています鳥飼小学校から直線距離で1.5キロメートル超の丁目単位の全学年の児童を対象とした場合は、令和8年度で言いますと約80名が対象となる見込みでございます。鳥飼東小学校区の全児童を対象とした場合は約130名となる見込みでございます。

中型バスにつきましては、40名程度、定員はドライバーを含めて45名となっておりますので、いずれにしても現在予定しておるスクールバス2台での運行で対応できる状況でございます。

資源の活用ということでございますが、運転手については検討しているところでございます。今日いただきました御意見も含めて、引き続き検討したいと考えております。

それから発着場につきましては、現在の想定は鳥飼東小学校、それから仁和寺大橋高架下でございます。恐らくどちらかで留置になるかとは思いますが、まだ今、確定ではございませんが、そのように検討しておるところでございます。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。答弁の中で中型バスは1台の定員が45名なので、運転手含めて2台で90名。子供については最大88名乗せることができると。現状1.5キロメートル超の子供が令和8年度時点で約80名、つまり残り8名分の余裕です。ということはもうほぼ

ほぼ、1.5キロメートル超の子供たちでこのバスは確定という認識ですか。キャパシティーを見る限りはそういうことかと思えます。

そうなってくると、なかなか保護者の様々な意見の中でも1.5キロメートル以内の中で直線距離ですから当然、実際の距離はもうちょっと歩くし、場合によっては長くなるというところがあるかと思えます。そういった保護者の意見は、議会の全議員にも資料が配られましたので、それも踏まえて今回、その点を質問させていただきました。

そうなってくれば残りキャパシティーが8名なんで、やはり1.5キロメートル以内の子供たちはちょっと難しいというのが今の答弁かと認識をいたしました。

そういった中で、これから検討といってもなかなか余地がないという感じになってくるんですかね。もうこれで確定ということでよろしいんですか、最後その点を確認したいと思えます。

○出口こうじ委員長 小西課長。

○小西教育政策課長 今、88名とおっしゃいましたけれども、例えば運行面でいいますと少し早い時間に1台を走らせて、もう1台はその後の時間にピストンで2回走らせて、もう1台は1回走ってというような形にすれば、キャパシティーはまだ広げられると思っておりますので、そこも含めて今、検討している状況でございます。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 よく分かりました。ピストンでも様々な対応が可能ということで理解をいたしました。その点はまだ話合いが続いているということですので、柔軟に対応ができるということで理解をいたしました。

いずれにしても我々としてはずっと提言しておりましたので、こうやってスクールバスが実現することに関してはよいと思います。しっかりと進めていただければと思います。

以上です。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。私からも確認させていただきたいんですけども、今回は小学校スクールバス借上事業ということで、本当だったら令和8年度からのところを早めに準備してということで、令和7年度からでこの金額になったのかと思うんです。ただ、最初に課長がおっしゃられた新規で購入した場合には1,800万円ほどとお聞きしたんですが、だったら2台で3,600万円ほどが、今回、3,363万円という金額が出ているんです。そこらあたりについて、こういう判断に至った経緯を教えていただけたらと思います。

それとスクールバスの運行の形態等々についてはまだこれからになってくるかということで、先ほど話があったと思うんです。先日、5月23日でしたか、市長と教育長宛てに鳥飼東小学校の統合に関する意見書が鳥飼東小学校のPTAから出されております。

その中に、最初の項目でスクールバスについては希望する全児童が利用できるようなというような要望があるんです。

先ほど距離の問題で一定、利用者の線引きも検討してるというか、保護者説明会で提示していると思うんですけども、子供の状況によっては一概に距離だけではない部分もあったりするんです。柔軟な対応もできたらと思うんですけども、どのように説明されているのかお聞かせいただ

いてもよろしいでしょうか。

○出口こうじ委員長 小西課長。

○小西教育政策課長 リースにつきましては、まずは3か年のバス運行という形でやらせていただいて、利用状況ですとか一定の見極めが必要ではないかと考えております。例えば中型ではなく、マイクロバスへの変更とかそういったことも含めて、一定の見極めをさせていただきたいということで、リースでさせていただいたところでございます。

あと、5月23日に提出されました意見書につきましては、我々、教育委員会としてはまず他校との公平性でありますとか、1.5キロメートルぐらいは何とか歩いてもらいたいということも含めて、そのようにしておるところでございます。今のところ我々、教育委員会としては、その2点でさせていただいております。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘豊委員 金額設定の問題です。取りあえずリースで借り上げを選んでいるということで、今お答えを聞いて思ったんですけども、債務負担の限度額なので、いっぱいいっぱい使うことには多分ならないのかと思っているんです。しかしながら、案外高いと思いましたので聞かせてもらった次第です。

来年4月から滞りなく運行していくということの中では、これからいろいろとまた議論とか準備が必要なんだろうと感じました。可能な限り、統合の議論の中で保護者や子供らの希望には添えるようにしていただけたらと思っておるんですけども、必要がない方は歩いていくのはもちろんそうだと思うんです。

鳥飼東小学校ができる前は、鳥飼小学校まで大分、長い距離を歩いていたことはあ

ったと聞いていますけれども、道路状況や地域性を考えたら、今の段階では1.5キロメートルで区切っているということですが、中には今、鳥飼小学校の一番端っこのほうは1.5キロメートル以上の距離になっていることを思えば、そういったところも含めて希望があれば柔軟に対応していくべきなんじゃないのかと思います。

また最近では、支援が必要な子供も増えてきていたり、体力的な問題だけではなくて多動性といいますか、ちょっと課題がある方も地域の中にはいらっしゃることも思えば、そういう方の場合、たしか鳥飼東小学校の児童やったと思うんですけども、実際、毎日通学に親御さんがついていっているって話を、以前聴いたことがあるんです。

バスが妥当なのかということは置いて、今回の小学校スクールバス借上事業を、まず始めていく取っかかりのところでは、ぜひ検討してもらえたらと申し上げておきます。

以上です。

○出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時4分 休憩)

(午前11時6分 再開)

○出口こうじ委員長 再開します。

議案第41号及び議案第42号の審査を行います。

本2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 今回の議案第41号、議案第42号につきましては、テレビ受信料であったかと思いますが、考え方をお聞き

した中である程度、掌握しているつもりなんですが、1点目は、水道には使用料として今回379万円と書いてあるんですが、下水にはテレビ受信料というのは計上されてません。改めて確認ですが、水道としてはこれからテレビを受信されるけども下水は、今後は受信しないという考えでよろしいでしょうか。

2点目は、今回、水道では一般会計への支出で126万7,000円とあるんですけども、受信できる設備のある今の台数をお尋ねしたいと思います。また、今回の件を受けて、今後その台数がどうなっていくのか、台数と考え方についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○出口こうじ委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 まず、1点目の御質問でございますけれども、計上の説明部分のお問いであったかと思えます。

今回、補正をお願いしておりますのが、御質問にございましたとおりNHKの受信契約漏れに伴うテレビ受信料を内容とする一般会計負担金、それからテレビ受信料ということでございます。この計上の仕方の違いでございますけれども、現在、NHKのテレビ受信料は本庁と一体的に契約ないしは支払いを同一事業所扱いとして行っていておりまして、一般会計負担金といいますのが本庁を通じて受信料をお支払いしている分でございます。

テレビ受信料として水道で計上しております部分につきましては、同一事業所扱いにならない、要は建屋が少し離れています太中浄水場で使用してありました携帯電話に係るテレビ受信料になってございまして、ここの違いで申しますとそういった説明になるかと考えております。

2点目の御質問でございますけれども、

今後の台数の見込みというお問い合わせございました。

上下水道部で両会計に関わる全てを合わせますと、今回契約漏れが分かりましたのがカーナビが2台、携帯電話が上下水道合わせて15台でございます。

今後は、これらをテレビ受信機能のない機器に機種変更し、また、カーナビにつきましては撤去、修繕ということでテレビ受信機能がないような措置を既に講じております。こういったことで今後テレビ受信料は発生しないような対応をしていこうと考えております。

しかしながら、従前から契約をして受信料を納めておりますテレビにつきましては、水道で2台ほどございます。これはこのまま継続していきたいと考えておりますけれども、今回、新たに分かりましたカーナビそれから携帯電話につきましては、テレビ受信機能がないような措置を講じていこうということで考えているところでございます。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 村上委員。

○村上英明委員 NHKのテレビ受信料というので今回、予算計上されているということであります。これは数か月前、全国的にもニュースにもなったことで、要はそれぞれの自治体職員の契約内容の理解度が問題になったと。これが日本語の難しいところでもありますし、今回につきましては、それが分かって受信料を払わなかったということではないと認識させていただいておりますので、これが新たに分かって、一つ勉強ができたかと思えます。

先ほど、今の受信設備の数と今後ということでお尋ねをさせていただいた中では、やはり業務として必要な部分につきまし

ては、テレビであってもカーナビであっても携帯電話であっても、必要なものは必要としてやっていくというのも一つかと思えます。これは何が何でも削っていこうということではなしに、業務として必要なものは必要とされたところが、この水道会計にも計上されている受信料であるのかと認識しております。そういう意味ではこれからしっかりといい、悪いを判断していただきながら業務に支障がないようにやっていていただきたいということで、私の質疑を終わっていききたいと思います。

○出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第45号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 今回、当委員会に付託をされた部分につきましては議案第45号の所管分でありまして、第3条が対象になってくると思います。

その中で今回、休業の種類とか基準を変えていこうということかと思えます。実際に、制度というかこの中身を使っておられる方がどのくらいおられるのか、1回目お尋ねをさせていただきたいと思えます。

○出口こうじ委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

現状、部分休業の制度を活用しているのか取得をしている職員数のお問いでございました。

上下水道部では、今年度においては、現在のところ1名が取得をしております、過去に遡りますと、ゼロ人ないしは1名ということの実績がございます。

部分休業についてはそのような実績になっているんですが、育児短時間勤務という制度もございまして、これは育児をしている職員が四つほどの週当たりの勤務時間のパターンの中から選択して、短時間勤務を行える制度になっておりまして、これは現在、2名ほどが取得しているということになってございます。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 村上委員。

○村上英明委員 今回、中身的には本庁と同じような制度になるのかと思えます。

説明を聞いた中での私の認識といたしましては、これが取得できるのは30分単位であったかと思えます。また、今回、条例改正された中で取得される部分につきましては、無給であったかと思えます。そのあたりは職場の仕事がしっかりとやっていけるような人員体制も考えていかないといけないかも分かりませんが、ちよっと言葉に語弊があるか分かりませんが、上下水道部は、対象の方がそう多くはないかと思えます。しかしながら、やはり今後、育児や介護といったところもありますので、そういう意味では、使いにくい職場環境をつくらないというのが大切なことかと思えます。しっかりと職場環境を整えていていただきたいと申し上げて終わりたいと思えます。

○出口こうじ委員長 ほかに、ございますか。

西谷委員。

○西谷知美委員 人数について村上委員から確認があったと思うんですけども、分かる範囲で性別もお聞きしたいと思います。というのは去年の12月議会で女性職員は育休とかでキャリアが途絶えて結局、部長級に上がる人がなかなか出てこない

というところもあったりするので、取っている女性が多いのかというところをお聞きしたいと思います。

○出口こうじ委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、ただいまの御質問に答弁させていただきます。

細かくいつ時点の職員が男性、女性ということではなく、総括的にお答えをさせていただこうと思います。比率としては女性職員のほうが多い傾向にはございますけれども、実績として男性職員、女性職員、それぞれに取得の実績はございます。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 ありがとうございます。なかなか男性で取るのは難しいところもあったりはするかもしれないんですけれども、そういうところを平等にしていくことでキャリア的には皆さんが同じように、育休を取っても、キャリアを続けて積むことができるような職場環境の整備をお願いして私の質問を終わります。

○出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第50号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 議案第50号につきましては、災害その他非常時等々で他自治体の業者に応援依頼をお願いできるということで、概略的にはそうなんかなと思います。

その中で通常の議案の提案理由の中には、例えば法律が改正されたからこの条例改正をすとかいうのがあったかと思えます。今回、一つ目の質問といたしましては、なぜこの条例改正をされるのかという

部分をお尋ねさせていただきたいと思います。

二つ目が、今回、条例改正の中で第1条に書いてありますが、今の条例の「第14条第1項に次のただし書を加える」というところで、災害、その他非常の場合においてと書いてありますが、災害のレベルというんですか、どういうときに条例を活用して他市の業者に応援をしていただくのか。例えば、国が激甚災害の指定をしたときにはこの条例で応援をいただくとか、そういう線引きというんですか、そういうものがあれば考え方をお尋ねさせていただきたいと思います。

以上です。

○出口こうじ委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 まずは、法改正等がない状態で条例を改正した理由でございます。国土交通省から災害その他非常時の場合における給水装置工事の施工についてという通知が出ております。まずこの通知ですが、昨年の能登半島地震の給水活動において、いろいろな問題点、課題等を整理いたしまして、問題を解決するために出た通知になってございます。

特に、能登半島地震におきましては今までの大規模地震と比べまして非常に断水した期間が長期的に継続したという事例がございました。そちらの課題や問題点等を国で精査しましたところ、そういった応援給水活動が迅速に行えていなかったところも踏まえてこういった通知が出たと認識しております。

続きまして、この条例のただし書を利用する基準の御質問でございます。基本的にはそのような基準は今のところ考えていないのですが、国が激甚災害に指定するような災害を想定しておりまして、被害が本

市だけでは非常に復旧が困難という事象が起きた場合には、そういったほかの地域の事業体に災害復旧・復興の支援を要請していく形になってまいります。

なので、まずそういった復旧・復興の要請を出すような基準は明確ではございませんけど、そこは災害時の被害状況を鑑みてただし書を利用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 1点目の今回の改正理由のところで、下水につきましても補足をさせていただきます。

今回、水道事業から先ほど申し上げたような内容での改正に至っておりますが、下水道事業におきましても、同様に本年4月22日に国土交通省から見直し、改定の通知がきております。それに先立ちまして、摂津市下水道条例につきましても、国が示しております標準下水道条例を参考に条例がつくられております。

今回、標準下水道条例も国で改正されたものを受けまして、摂津市下水道条例の一部改正をさせていただくものでございます。

○出口こうじ委員長 村上委員。

○村上英明委員 1点目につきましては、国の通知等々によって今回の条例改正に至ったというようなことでございます。ただ、摂津市におきましてもそうですが、有事にならないのが一番なんですけど、やはり東南海なり上町断層等々、地震の発生確率もだんだんと高まっていっているということでもあります。そういう意味では事前にこういう体制をつくれるような条例改正は本当に必要なことだと思います。

ただ、ただし書の他市への応援依頼につ

きましては、やはり何らかの一定の基準を整えていくのは必要なことだと思います。その一方でこの基準にちょっと満たないようなときにどうするんだというようなこともある程度、摂津市内の災害状況を見て、それが運用できるような幅も一つ持っておくのも必要なことだと思います。一定の基準は何らかの要請をする際にも必要なことだと思いますので、そのあたりは一定の被害状況等々ありますが、制定をやっていくというようなことも含めて、また御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時26分 再開)

○出口こうじ委員長 再開します。

議案第48号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 今回の議案第48号は、摂津市立児童センター条例の一部改正です。これは市内に二つ目となります児童センターが鳥飼地域にできるという条例改正でありますけども、この中身につきましては、様々な御意見を聴いています。児童という言葉を使う定義についてですと、例えば児童福祉法につきましては、18歳未満であると思います。また、民法であるとか児童手当法等の法律でも児童は18歳未満ということでもあります。一方で学校教育法におきましては、6歳から12歳とか、様々な法律で定義が違うんです。

1点目は、今回、議案に載っている名前

からいくと第2児童センターにつきましては、18歳未満であると思いますので、その意味で児童センターという言葉を使うというんですか、この名前にするようなので、どういうお考えで児童センターという名前にされているのかをお尋ねします。

2点目は、一番気になる場所なんですけど、昭和63年の開設から今まで第1児童センターということでした中で、今回、二つ目ができるということで第2という名前にされておるんです。しかしながら、この第1と第2という数字は、私はどうしても違和感がありまして、第1児童センターと聞いただけでは場所的なこととか内容的なことも含めてなかなかぴんとこないかと。要は今のコミセンにばかり、公民館にばかり、それぞれの地域名を頭につけておられるのが公共施設で、味生コミュニティセンターもそうですし、地域名も入れておられるというのがこれまで行政としても進められてきた中ではあるんですけども、今回は第1があるから第2なんだということになるかもしれませんけども、なぜ第2児童センターという名前にされたのかということでお尋ねをさせていただきますと思います。

以上です。

○出口こうじ委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 村上委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目、児童センターの名称及び年齢のところでございますけれども、児童センターにつきましては、児童福祉法の第40条に基づく児童厚生施設となっております。その点から申し上げますと、先ほど委員からございましたとおり児童福祉法における児童の定義は18歳未満のものとなっておりますことから、そちらの定

義を使うことと考えております。

2点目につきましては、第2児童センターの名称でございます。

こちらにつきましては、条例上の正式名称といたしましては2番目ということもございまして第2児童センターとつけさせていただきますいております。今後、愛称といいますか第2児童センターの独自の名前を公募するなりといったことも現在検討しております、またそのあたりにつきましては詳細が固まりましたら御報告をさせていただきますと思います。

○出口こうじ委員長 村上委員。

○村上英明委員 児童センターの名称に児童が使われた根拠がこの児童福祉法ということであったと思います。

ただ、一般論からすれば18歳は、児童という名前が本当に認識として適合するのか、少し違和感がなきにしもあらずではあるんですけども、先ほど言われた児童福祉法に基づいて18歳未満の方々を対象にするという意味では法律なりで明記されている児童を使ったという部分であったと思いますので、一定の理解をいたします。

2点目の今回の条例改正には、第2児童センターとなっておりますけれども、例えば、今の第1児童センターを摂津児童センターとか、今回、条例に書いてある第2の部分につきましては、鳥飼児童センターとかの地域名なり何か名前をつけていったほうが、やはり地域としても愛着もありますし、また地域の方も場所の認識もできるし、利用される方につきましてもハードルが下がる部分もあるんじゃないかと思えます。そういう意味では先ほど愛称というお話もございましたけども、やはりセンターの名前を市民が理解をしやすい、また愛

着を持っていただけるような内容もしっかりと早期に取り組んでいていただきたいということで、要望としておきたいと思います。

以上です。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 続いて質問させていただきます。

先ほど名称の件は村上委員の御提案もありました。ぜひそこは検討していただきたいと思います。

愛称ということもありましたけど、別府コミセン、味生コミセンとかコミプラとかやっぱりそういう言いやすいのが非常に親近感もわきますし、そういったところから子供たちに親しみを持ってもらえる工夫をぜひしっかりとしていきたいと思います。これは意見です。

あと、今回、第2児童センターは機能がいろいろ拡充されているというところから、第1児童センターと比較しても利用者の年齢が第1児童センターが12歳まで、第2児童センターが18歳までとか、時間も変わってくるというところがございます。

それは設計上のところで以前も話はあったと思いますけども、第1児童センターと第2児童センターの差をどう埋めていくのか、考えがあるのか、その点をお聞きたいと思います。

○出口こうじ委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 第1児童センターと第2児童センターの差という部分で申し上げますと、先ほど委員からありましたとおり、まず、対象年齢の部分、中高生が使えるのかどうかというところと時間の部分で第1児童センターが午後5時15分までのところを、第2児童センタ

ーは午後7時までとするというところが大きな違いかと思います。

こちらにつきましては、現在第1児童センターは指定管理期間のちょうど真ん中辺りということもありまして、今度新たな指定管理者を令和10年度に募集することになるわけでございます。第2児童センターを来年度以降運用する中で、そういった状況等を検証しながら、次の第1児童センターの指定管理の募集のときには仕様も考えまして、できる限り近い形でできればと現在は考えております。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 同じ児童センターというところで必ず出てくるんですが、やっぱり別府コミセンでも味生公民館との違いとかも出てきますし、当然児童センターも第1児童センター、第2児童センターの差とかというのも話が出てくるのはやっぱり利用者にとっては疑問点というか、必ずそこは出てくるので、今後、第1児童センターのほうを第2児童センターの利用状況を踏まえて変えていくという認識であるというところで理解をいたしました。いずれにしてもいい形になればと思います。

以上です。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘豊委員 私からも1点、今度の第2児童センターでは、中高生を含めてやられると聞いておりますが、これまで児童センターでやっていたいろんな取組があるんだけど、今度の新しい施設で小学生、中学生、高校生とどんな形でいろんな取組を展開していくのかというのが、まだイメージが持ててないのが実際のところなんです。

そういった意味では児童厚生施設としての役割でそこに中学生や高校生といっ

た方たちがどう関わっていくのか。そこらあたりの内容の議論、そういうのが課内でどんなふうに行われているのかを教えてくださいましたらありがたいです。

○出口こうじ委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 まず、第2児童センターの時間が午後7時までになるというところで、小学生の利用を午後7時までにするのかどうかで1点検討しております。小学生については、第1児童センター同様、午後5時15分ぐらいの時間まででよいのではないかと。その後、中高生の利用に資するような形にするのがいいのではないかと等々、利用時間の分割をすることによって中高生も利用しやすいような施設にすることがいいのかと現在は考えております。

その中で詳細については、指定管理者との協議もごさいますけれども、できるだけ活動の中で中高生が小学生に関われるとかそういったところもできればと考えておまして、指定管理者をプロポーザルで募集する予定にはしておりますけれども、提案の中にもそういったことを盛り込んでいただいて、その中でまた詳細については決定した指定管理者と協議できればと考えております。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘豊委員 正直、今のお話の中でもどんな取組をやっていくのかというのがイメージしづらいと思っています。遊びを通じて放課後の生活を豊かにしていくみたいな、これまでやられていたいろんなクラブ活動的なことも児童センターで取り組んでいる様子も承知しているんですけど、中学生や高校生とかのニーズでそういう場があったら何をしたいんだろうという、そういうのとかが、例えばモデルとしてどん

なところを参考にしてみたいのがもしあったらお聞かせいただきたい。あと、中高生は午後7時ぐらいまでの利用の中では学習面というか、この間、宿題カフェとかは小学生も対象かな。自習スペースみたいなことでコミプラだったりとか公民館とかでやられてる摂津SUN SUN塾とかの取組も含めての兼ね合いや、とりかいかども園の上のスペースを使って、主に中高生がどんな活動をしていくのかをもう一回だけお願いしたいと思います。

○出口こうじ委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 中高生の主な利用方法としては、やはり自習スペースのニーズが高いかと考えておまして、まず、自習できる場所は設けたいと考えております。

あとは、遊戯室がございますけれどもそちらでダンスをされたりとか、集会室みたいなところもございますので、そこで談話をされたりとか、そういったことが考えられるかと思っております。

また、何市か施設の視察にいく中で、尼崎市の施設ですとか茨木市のユースプラザとかいろいろ見ておりますけれども、やはり自由に使える場所というか、気楽に來られて、そこに來たら仲間と自由な時間が過ごせるとかいうものが必要なのかと考えております。できるだけそういったスペースを設けていきたいと思っておりますが、そのあたりについては指定管理者とまた協議してまいりたいと思います。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘豊委員 分かりました。これからのところでもありますから、私もなかなか勉強不足なところもあると今のお話を聞いて感じた次第で、またいろいろと情報とかがあれば教えていただけたらと思います。

また、先ほど来から言われていた三島地域の第1児童センターは、今は主に小学生が対象で、開館時間も午後5時15分まででやられてます。中高生のいろんな取組の場ですが、三島地域の児童センターで、今言っていたようなのが実現するののかどうかは、また少し違った場のほうがいいのかと思ったりもしました。また研究もして中身のいいものにしていただけたらと思います。

以上です。

○出口こうじ委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 今ほかの委員からいろいろな質問がありまして、私の質問は弘委員の質問に足すといえますか、第2児童センターの利用時間が午後7時までというところですか。中学生やったら午後7時で妥当かと思うんですけれども、高校生も含めた場合、午後7時ってすごく早いという感じがするんですけれども、午後7時という時間設定をした根拠をお聞かせいただきたいと思います。

○出口こうじ委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 閉館時間の部分でございます。

大阪府内の児童館、児童センターを見ましたところ、午後5時とか午後6時というのが非常に多く、中には午後9時までというのものもあるんですけれども、そういったところは児童館単体ではなくて、一般活用できるような貸し館業務があったりというところがございます。そういった中で何時がいいのかと考えておったんですけれども、やはり児童厚生施設でございますので、あまり遅い時間というものもどうなのかと考える中で、午後7時あたりをまず設定しておいて、検討はまたできるものだと考えておりますけれども、現時点においては

適切な時間ではないかと考えております。

○出口こうじ委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 根拠について御説明ありがとうございます。第1児童センターの利用時間を延ばしていく要望もあったんですけれども、そういう意味では第1児童センターの場合は、近くにコミプラがありまして、そこで中高生は割と自主学習やちょっとした交流などをロビーでやっているようなところがあります。その中において午後7時を過ぎた時間にその子たちが帰ってるかと言ったら、ちょっと寄ったときに午後9時近くまで見かけることもありますので、そういった中で高校生がほんとに午後7時までで来るのかというところもありましたのでちょっと触れさせていただきました。

今後、運営していく中で柔軟な変更も検討とおっしゃられていたので、私としては年齢幅が広いのでそれでいくと吹田市の夢未来館は、そんなに広くないですけれども上手に幅広く利用できる工夫をされているのかと思いますので、参考にしていただければと思います。

以上です。

○出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○出口こうじ委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出口こうじ委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第40号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第４１号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第４２号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第４５号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第４８号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第５０号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前１１時４９分 閉会)

摂津市議会委員会条例第２９条第１項の規定により、署名する。

文教上下水道常任委員長 出口こうじ

文教上下水道常任委員 松本 暁彦